

令和8年度浪速区広報紙広告募集要項

1 媒体の概要

- (1) 名称 浪速区広報紙（令和8年5月号～令和9年4月号）
(2) 形状 タブロイド版
(3) 頁数 12頁（12回）予定
(4) 発行部数 16,000部 予定
(5) 発行方法
- ・毎月1日（新聞休刊日の場合は翌日、4月号のみ3月末日発行）に、浪速区内に配付される新聞朝刊（朝日・毎日・読売・産経・日経）への折り込み（約7,000件）
 - ・上記新聞の未購読世帯のうち、希望者に送付（約1,200件）
 - ・区役所、図書館、区民センター等の浪速区内の大坂市施設や各駅等に配架
 - ・浪速区内の公立幼稚園、小中学校及び保育施設に在籍されるお子さんのご家庭に、学校や保育施設を通して配付

2 広告の規格等

- (1) 掲載枠 第1・2・3・4・5・8・12頁 下段／各頁1枠（計7枠）予定
(2) 掲載期間 令和8年5月号～令和9年4月号
(3) サイズ 縦54ミリ×横250ミリ（各面共通）
(4) 刷り色 フルカラー
(5) フォント
 - ・JIS規格約7ポイント（10級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）は、JIS規格約5.5ポイント（8級相当）まで使用できます。

(6) その他

 - ・広告には指定の位置に指定の大きさ（縦5ミリ×横10ミリ程度）で広告と表記することとします。
 - ・掲載頁数を増やす場合は、別途募集を行う場合があります。
 - ・広告原稿データは原則としてA1ファイルで作成・提出してください。これにより難い場合は事前にご相談ください。

3 広告掲載料金

- (1) 1年単位 【第1・12頁】330,000円／枠（税込）
【第2・3・4・5・8頁】270,000円／枠（税込）
(2) 1か月単位 【第1・12頁】33,000円／枠（税込）
【第2・3・4・5・8頁】27,000円／枠（税込）

※広告原稿の作成にかかる一切の経費は、申込者の負担とします。

※1か月単位の枠において、同一年度内で6か月以上のお申込みの場合、掲載料金の総額から1か月分を割引します。

※この広告には、大阪市広告事業協力広告代理店制度が適用されます。大阪市広告事業協力広告代理店制度要綱第12条の規定により、協力広告代理店が納付する広告料は、上記の額から市が別に定める料率により算定した額を控除した額とします。

4 広告募集期間

- (1) 1年単位 令和8年3月2日（月）を締切とします。
- (2) 1か月単位 広告掲載希望月の前々月1日（閉序日のときは、翌閉序日）を締切とします。

※1か月単位枠への申込みにより、規定の掲載枠に達した場合、1年単位の募集を終了することがあります。

5 申込方法

- (1) 行政オンラインシステムより申請または浪速区広報紙広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿案を添え、浪速区役所総務課（企画調整）あて送付（メール可）または直接窓口にお持ちください（締切日必着）。

※広告原稿案については、データの場合ファイルの種類を問いませんが、「7 広告原稿データの提出」に定める広告原稿データは原則A I ファイルを提出してください。

- (2) 先着順で受付することとし、同日付での申込みが多数あった場合、抽選を行います。
なお、1年単位と1か月単位の枠の申込みは共通して先着順とし、同日付で申込みが多数あった場合は、1年単位・掲載期間の長い申込みを優先したうえで抽選を行います。

6 広告掲載の決定

大阪市浪速区役所広告掲載審査委員会において、広告原稿案の審査を行い、掲載の可否の決定を通知します。なお、審査上必要と認められるときは、追加の資料を求めることがあります。

7 広告原稿データの提出

掲載が決定した場合、広告原稿データ（原則A I ファイル）について、指定期日までに、浪速区役所総務課（企画調整）あて、提出してください。

8 広告料の納付

広告料は、大阪市が発行する納入通知書により、当区が指定する期日までに、お納めください。

9 広告掲載の取消

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他必要と認めたとき

10 広告掲載の変更及び取下げ

掲載が決定した広告についての変更及び取下げは、掲載月の前々月の1日までに、「浪速区役所広報紙広告掲載変更・取下げ申込書」を提出してください。なお、掲載取下げの場合、納付済みの広告料は返還しません。

11 その他

- (1) 掲載内容については、消費者関係法をはじめとする関係法令並びに「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市浪速区役所広告媒体への広告掲載要領」等に適合し、かつ、区の広報紙の品格を損なわないものとしてください。
- (2) 掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、浪速区役所と協議してください。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ、浪速区役所と広告主双方協議のうえ決定します。

12 申込み・問合せ先

大阪市浪速区役所 総務課（企画調整）

所在地：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

T E L : 06-6647-9683 F A X : 06-6633-8270

メールアドレス：naniwa-bosyu@city.osaka.lg.jp

行政オンラインシステム：

<https://lgbosyukinsho.lgpos.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/eaaf4635-a338-4c17-a08c-36c2f639d5f1/start>